



第 109 号

内藤 卓
KCCN 理事
司法書士

マイナンバーカードでできること

1. はじめに

総務省が公表している数字によると、2023年3月末日時点のマイナンバーカード交付率は、67.0%に達しているそうです。未成年者や高齢者を除くと、大多数の方が既にマイナンバーカードを取得していることとなります。「とりあえず、2万円分のポイントをもらえるから」という理由で取得した方が多いのではないかと思います。本稿では、司法書士の目線から、マイナンバーカードでできることを紹介したいと思います。

2. 本人確認資料になる

最近、あらゆる手続において、どこもかしこも、「本人確認、本人確認・・・」とうるさいですね。「本人以外には一切の情報を開示しない」「一切の代理を認めない」という手続も増えています。とはいえ、「私が名義人本人です」と証明するのなかなか厄介です。これまでは、顔写真付きの公的な証明として、運転免許証やパスポートが用いられてきましたが、最近、マイナンバーカードを利用される方が増えています。いわゆる「住所、氏名及び生年月日」が記載された公的な証明で、かつ、顔写真付きという要件を満たしているからです。未だ持ってないという方は、早速交付申請をどうぞ。申請してから交付を受けるまでに約1か月を要することが難点ですが、本人確認資料としては、どこでも通用する強力なツールです。

3. 電子署名をすることができる

従来、重要な書類には、個人の実印を押印して、印鑑証明書を添付する、というのが実務の慣行でした。しかし、最近、政府が国策として進める「デジタル・ガバメント」により、押印規定の見直しが図られ、押印を要しない書類が増えています。書類のデジタル化も進められています。実は、「じゃあ、重要な書類をデジタル化するにはどうしたらいいの？」という場面で、マイナンバーカードを利用することができるのです。

マイナンバーカードには、原則として、公的個人認証サービスによる電子証明書が格納されており、これを利用して電子署名をすることができます（実際に電子署名をするには、署名ソフトやカードリーダー等の機器が必要で、カードだけでは何もできないのですが）。そして、この電子署名はいわゆる実印相当で、この電子署名がされた電磁的記録は、「書面に実印を押印して、印鑑証明書を添付したもの」と同等のものとして取り扱われ得るのです。

(次ページへ続く)

例えば、これまでは司法書士等から、「実印と印鑑証明書を持参の上、御来所ください。当事務所で、〇〇契約書等の書類に署名及び押印をしていただきます」とお願いされていたケースで、これからは「マイナンバーカードを持参の上、御来所ください。当事務所で、書面に代わる電磁的記録に電子署名をしていただきます」とお願いされるようにおそらくなっていくことでしょうか。3年後か、10年後か、そう遠くない将来です。

4. 結びに代えて

前述のとおり、日本における取引社会では、従来、重要な書類には、個人の実印を押印して、印鑑証明書を添付する、というのが実務の慣行でした。このような「紙の文化」は、証拠の保存及び利用という意味でも、有用でした。しかし、世の中の流れは、やはり「デジタル化」であり、遠からず、いや近い将来、あらゆる書類がデジタル化（最初から電磁的記録で作成）され、将来的には、「紙の書類」自体、存在しない社会が到来するかもしれません。このような未来を「便利」と感じるか、「面倒だ」と感じるか。あなたは、どちらでしょうか？

以上
(2023年5月)